

【出展規約】

【中小企業 テクノロジー展「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）成果展示・商談会」出展規約（以下「本規約」）】

経済産業省中小企業庁（以下、「当庁」といいます。）は、当庁が主催する【中小企業 テクノロジー展「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）成果展示・商談会」】（以下、「本展」といいます。）の運営にあたり、以下の出展規約（以下、「本規約」といいます。）を定めています。

本展への出展申込みには、本規約に同意いただく必要があります。

なお、主催者等とは当庁および以下の 1.に定める事務局をさします。

1. 本展事務局

本展事務局（以下、「事務局」といいます。）は、本展の主催者である当庁より株式会社リベルタス・コンサルティングが受託し運営しています。

2. 出展申込み及び本規約の効力の発生

出展申込みが事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。

3. 出展にあたっての諸注意

(1) 応募対象者・正式申込

出展募集要項に記載の応募対象者（過去に実施された中小企業庁「戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択された事業計画において“主たる研究等実施機関（旧・法認定事業者）”を担当した中小企業）以外は申込みことはできません。出展を希望する応募対象者は、本規約の各条項に同意した上で申込みものとします。また、本展による出展申込フォームの入力完了をもって正式申込みとします。

(2) 出展申込の不受理

主催者等が、自ら定める出展不受理基準（以下の①から⑧）に従い、出展者や出展物が出展に適

さないと判断した場合には、出展申込を不受理とする場合があります。

①出展申込フォームその他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合

②出展募集要項に記載されている出展要件を満たしていないと判断される場合

③出展物が本展の趣旨にそぐわないと判断される場合

④出展物が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合

⑤来場者、他の出展者およびその他の第三者から過去の本展において苦情が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑥出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合

⑦出展者が「11.反社会勢力の排除」に定める反社会勢力であることが判明した場合

⑧その他、本展への出展が不相応と判断される場合

(3) 出展禁止措置

次に該当する場合は、出展禁止措置をとります。

①販売禁止・輸入禁止品、その他の法令で禁止されたもの（疫病等で世界保健機関（WHO）の伝播地域指定のある国・地域からの出展を含む）を展示した場合

②引火性・爆発性または放射性等のある危険物を展示した場合

③知的財産権その他第三者の権利を侵害または侵害が懸念される場合

④上記以外でも、本展運営に支障をきたす恐れがある場合

⑤その他、本展への出展が不相応と判断される場合

4. 出展キャンセル

出展申込締切後の出展キャンセルは認められません。出展者の事情により、出展キャンセルをす

【出展規約】

る場合は出展者は主催者等が認める方法で主催者等に届け出た上、出展募集要項に定めるキャンセル料を主催者等に支払わなければなりません。

キャンセル料以上の損害が主催者等に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

なお、本展に限り、出展者の従業員に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が発生した場合、または同感染症の濃厚接触者が発生したことにより、出展をキャンセルする場合においては、その事実を書面により主催者等に提出することで出展をキャンセルすることができます。

この場合、キャンセル料は不要となります。

キャンセルに際して生じた出展者の損害については補償しません。

5. 出展ブース

(1)出展ブース位置の決定

出展者の出展ブースは、主催者等が定める会場全体のブース配置計画に基づきブース位置を決定します。出展者はその結果に従うものとします。

(2)出展ブースの交換・譲渡・貸与・転貸・売買の禁止

出展者は、主催者等が定めた出展ブースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与・転貸・売買等権利の移転をすることはできません。

(3)ブース位置の変更

主催者等は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展禁止指示等を受けた場合、出展者の承認を要せずにブース設置の全体レイアウトの変更等を行うことができます。

6. 各種書類の提出

出展者は、「出展者マニュアル・提出書類」の提出書類、出展者アンケート、出展者事後アンケートなど事務局が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に

遅れた場合、主催者等は翌年度以降の出展申込を不受理とすることがあります。

7. 出展者情報冊子等への掲載素材提供義務

出展者は、主催者等が指定した期日までに、求められた出展者ガイドブック・Web サイト用掲載素材を提出してください。出展者が提出した素材は、本展に使用する目的のため、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。提供された素材は返却いたしません。

また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者等は一切の責任を負いません。なお、主催者等は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、ライセンスフィーおよびその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

8. 展示に関するルール

出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守する他、以下のルールを遵守していただきます。

(1)出展者名・出展物

出展者は、過去に実施された中小企業庁「戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択された事業計画において“主たる研究等実施機関（旧・法認定事業者）”を担当した中小企業であるという点に鑑み、出展者名は主たる研究等実施機関（旧・法認定事業者）名とし、出展募集要項に記載された出展物を出展対象とします。

出展者は、出展申込フォームに記載された法人・団体および出展物に変更が生じた場合、速やかに主催者等が定める方法で事務局に届けた上で、許可を得なければなりません。

(2)装飾・出展物などの搬入・搬出および展示方法

【出展規約】

装飾・出展物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展マニュアル・提出書類」に記載され、出展者はこれを遵守しなければなりません。

出展者は、通路など自社ブース内以外の場所で展示・宣伝行為などを行うことはできません。また、近隣の展示物を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者等が判断し、出展者は改善等主催者等の指示に従うものとします。

(3) 迷惑行為・危険物等の持込禁止

出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者や来場者に多大なる迷惑を与えていると主催者等が判断した場合、主催者等はその中止・変更を指示することができ、出展者はその指示に従うものとします。

なお、自治体の火災予防条例その他により危険物の持込は禁止されておりますので、装飾物・演出としての裸火（火花を発生させる装置、ニクロム線等の露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ）等の使用、煙・スモークマシン、ネオン管、水、プロパンガス、圧縮空気、水素を発生する商品等の展示やデモンストレーション、ドローン等飛行物の操作などの使用はできません。

出展者は、本展会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者等が判断した場合、主催者等は出展禁止、出展取消等の命令および翌年度以降の出展申込不受理を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

(4) 販売行為の禁止等

本展における販売行為は禁止しております。本展会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者等はその責を一切負いません。

(5) 写真・動画の撮影

写真撮影権、動画撮影権は主催者等有します。

主催者等によって撮影された内容は開催報告書等の公表データ、その他プロモーションに利用することがあります。また、出展者は事務局に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

(6) 酒類の提供制限

出展者が会場内で酒類を試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはなりません。出展者が酒類を試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

9. 展示会の延期・中止

天災地変等のやむを得ない理由、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止などの社会要請上やむを得ない理由により、本展の全てまたは一部を中止・変更することがあります。主催者等により本展の開催を中止する場合、キャンセル料は不要となります。なお、開催中止に伴い生じた出展者の損害については補償しません。

10. 損害賠償責任

主催者等はいかなる場合においても、出展者が出展ブース、印刷物および本展 Web サイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

出展者は、故意・過失の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者等が用意した設備に与えた一切の損害について、遅滞なく賠償するものとします。

出展物について他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者等はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者等には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者等に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

【出展規約】

主催者等は、ガイドブック、会場マップ、Webサイト、開催報告書やその他の告知宣伝物の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に関する責任は負わないものとします。

搬入・搬出期間を含む開催期間中に、出展者が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者等は一切の責を負わず、他の出展者または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとします。

11. 反社会的勢力の排除

出展者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

なお当該反社会的勢力には『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』の規制対象となるものを含みます。

主催者等は、出展者が前項に違反した場合、出展取消とすることができます。

12. 出展者における個人情報の取扱い

出展者は、本展において自ら個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。

出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。

出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、

削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。

出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者等は一切の責を負いません。

13. その他

本規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに
出展者は同意するものとします。

主催者等はやむを得ない事情があるとき、本規約等を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規約等を遵守することとします。

【登録された個人情報について】

登録いただきました個人情報は、主催者等が本展の準備・運営、あるいは本展を紹介する出版物、各種サービス等へ情報を提供するために利用させていただく他、主催者が開催・協力する他の事業や展示会の案内、業務運営上必要な照会、中小企業者間の商談会等のために利用する場合があります。なお提供いただきました個人情報は、主催者等にて厳重に管理いたします。

お問合せ先：中小企業 テクノロジー展

「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）
成果展示・商談会」事務局

（運営業務受託 株式会社リベルタス・コンサルティング）

E-mail : jimukyoku@sapoin-tenjikai.go.jp

以 上